

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

能美市長 井 出 敏 朗

市町村名 (市町村コード)	能美市 (17211)
地域名 (地域内農業集落名)	国造地区 (和気町、寺畠町、舘町、金剛寺町、坪野町、鍋谷町、仏大寺町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月28日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・水稲作を主として、麦・大豆・かぼちゃ等の生産が行われている。
- ・農家の高齢化により担い手が不足している。
- ・中山間地域のため鳥獣被害が多い。また小区画の水田が多く、水管理や草刈り等の労力の負担が大きい。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・和気町、寺畠町、舘町において県営ほ場整備事業の検討を行ってきたが、水不足の問題が懸念され、地元同意が得られず実現できなくなった。担い手確保に向けた環境整備が必要であり、再度検討を予定している。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	101.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	93.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

各集落ともすでに集約化が進んでいるが、担い手が高齢となっているため今後について継続した協議が必要。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

すでに一部集落において大規模農家が活用している。その外は、利用権設定期間が終了する際に検討する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

和気町、寺畠町、舘町において協議中

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

鳥獣被害が深刻なことから合わせて、山水の水量が減少しているため全体的に水が不足しており、新たな担い手を呼び込むことが難しいが、JA、行政と連携し今後どのように農地を活用していくかを協議を継続する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

今後検討

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止対策にかかる労力が大きく農家への大きな負担となっているため、新たな対策の検討を要望
- ⑦鍋谷町において耕作放棄が懸念されている、地元住民も高齢化しており管理について今後検討が必要